

六	五	四	三	二	一	行	平	省	○
發	方	募	發	用振の法發		名	條	令	財
法	入		行	等替條律行		稱	件	國債の發行等に	務
行	決		方	法項及の		及	等	第	省告示
定			方	のび根		び	二	三十	第
額			法	適そ拠		記	十二	年号	二百九十六
							年八	月	年十
							九	月七	月九
							十	日	月十
							二	二	月二
							年	年	月二
							八	八	月二
							九	九	月二
							十	十	月二
							一	一	月二

額割さ各札じるる利振の以律社条九特第十七回国第四利付
 面りい申に。数利回替適下(平成十三年法律第七十五号)、一法会十回、債及第十、国庫債券(二十年)(第八十
 金当も込よを值回り機用「振替法」等の振替に及第十一回、第百一十回、第十五回、第十九回、第十九
 額てのみる競をり格関を振替式第十二回、第十三回、第十四回、第十五回、第十八回、第十九回、第
 でるかの発争いに差は受ける。らう行にう応へ日受け
 二。そち付。募第本る「振替法」という。この規定は利付國債の發行したるに基づき、昭和五十七年大藏
 千九百九十九の利応回て号た七行のう。この規定は利付國債の發行したるに基づき、昭和五十七年大藏
 百九十九の利応回て号た七行のう。この規定は利付國債の發行したるに基づき、昭和五十七年大藏
 募り行に者号とし、その規則は利付國債の發行したるに基づき、昭和五十七年大藏
 額格わおがにすし、その規則は利付國債の發行したるに基づき、昭和五十七年大藏
 を差れい加規る。その規則は利付國債の發行したるに基づき、昭和五十七年大藏
 億円順の算定。その規則は利付國債の發行したるに基づき、昭和五十七年大藏
 次小入同すすの定。その規則は利付國債の發行したるに基づき、昭和五十七年大藏

財務大臣 野田佳彦

十 一	十 二	九 八	八 七
發 行 價 格	額 度 單 位	最 低 額 面 金	払 込 金 額

十 三 二	の 経 利 払 過 込 利 み 子 率
-------------	--

(一) 式は別号に、募表によ払入のと規り込決とす定算金定おするす出額のり)。債對行の發支るの象對翌行払場合額國象日日期合面債國かま日本金の債らでがに利額の第の発はい第のた込二算者

(二) 百式は別号に、募表によ払入のと規り込決とす定算金定おするす出額のり)。債對行の發支るの象對翌行払場合額國象日日期合面債國かま日本金の債らでがに利額の第の発はい第のた込二算者

む十式は別号に、募表によ払入のと規り込決とす定算金定おするす出額のり)。債對行の發支るの象對翌行払場合額國象日日期合面債國かま日本金の債らでがに利額の第の発はい第のた込二算者

に發行時所得稅において源泉徵そ取のされ利子

$$\frac{100 + \frac{\text{表面利率} \times \text{残存年数}}{\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}}{100}$$

出百發平す額の振
し円行成る記替
たに対二。整載法
金つ象十數又の規
額き国二倍は規
、債年記定
次ご八金錄に
のと月額はよ
算に十に、る
式、二よ最振
に額日る低替
よ面日も額口
り金より金額
算額と金簿

五五三
万万千内
円七二二訳
千二百(別
円二十二表
二十億八千
二二のと
八千八
千二百四十
十

十八

十十
七六五

払元利象各準入償償
場利回国発と札還還
所金り債行すの金期
支の対る基額限

日利た頭証平額（
本利各売券成面別
銀回発買業二金表
行り行參協十額の
と對考会二百と
す象統が年円お
る国計発八にり
。債値表月つ）
の表し九き
平にた日百
均掲公付円
値載社で
のさ債日
單れ店本

各
發行
對象
國債
の
利
率
／
金額
100
×
各

十四

利子

す日日う算と発第
るにに。式し行十控得は出に住時額金にの口る
期支当たに、対号除税外しは者にへ額よに座も
日払ただよ各象にすの国た、又おたにりつにの
にうるしり支國規る税法金前はいだ百算い記と
つへと、算払債定こ率人額記外てし分出て載し
い次き支出期のすとをがに（一）國取、のしは又て
て号は払しに支るが乗適當の法得当二た、は振
同に、期たお払発でじ用該算人す該十金前記替
じおそが金い期行きたを非式でる國を額記録口
（一）の銀額てを日る金受居にあ者債乗か（一）さ座
。て翌行を、支後。額け住よるがをじらのれ簿
規営休支次払の（一）る者り場非発た當算る中
定業業払の期各を所又算合居行金該式もの

十九

入札参加者

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十二年八月十二日

(別表)

利 第三付 十 年 庫 回 債 券	利 第三付 十 年 庫 回 債 券	利 第三付 七 十 国 回 債 券	利 第三付 五 十 国 回 債 券	利 第二付 百 十 国 回 債 券	利 第二付 百 十 国 回 債 券	利 第二付 九 十 国 回 債 券	利 第二付 九 十 国 回 債 券	利 第二付 九 十 国 回 債 券	利 第二付 八 十 国 回 債 券	利 第二付 八 十 国 回 債 券	名 称 及 び 記 号
二 ・ 一 %	一 ・ 七 %	二 ・ 三 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	利 率 (年)						
日年平 九成 月四 二十 十五	日年平 六成 月四 二十 十五	日年平 五成 月四 二十 十四	日年平 五成 月四 二十 十三	十年平 日十成 月四 二十 十四	六平 月成 二四 月十 二一	日年平 九成 月三 二十 九年	日年平 三成 月三 二十 十九	日年平 三成 月三 二十 十九	日年平 三成 月三 二十 十八	日年平 日十成 月三 二十八	償 還 期 限
百 十三 億 円	円百 六 十 四 億	億二 円百 四 十六 億	円百 二 十六 億	八 十 三 億 円	四十 億 円	六 十六 億 円	百 億 円	千 一 億 円	億五 円百 三 十三 億 円	二百 十 億 円	発 額 面 行 金 額 (

利 第三付 三十国 十年庫 一 [~] 債 回券)	利 第三付 三十国 十年庫 回 [~] 債 回券)	利 第三付 二十国 十年庫 六 [~] 債 回券)	利 第三付 七十国 七年庫 回 [~] 債 回券)	利 第三付 十国 四年庫 回 [~] 債 回券)
二 · 二 %	二 · 三 %	二 · 四 %	二 · 四 %	二 · 四 %
日年平 九成 月五 二十 十一	日年平 三成 月五 二十 十一	日年平 三成 月四 二十 十九	十年平 日十成 二四 月十 二六	日年平 三成 月四 二十 十六
五 十六 億 円	五 十七 億 円	六 億 円	円百 八 十 六 億	三 億 円